

関西社会人サッカー連盟 規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は関西社会人サッカー連盟（以下本連盟）と称する。

第2条 本連盟は（一社）関西サッカー協会の統轄をうける。

第3条 本連盟の事務所は関西サッカー協会内（所在地：大阪市西区靱本町1丁目7番25号 TK靱本町ビル8階）に置く。

第2章 目 的

第4条 本連盟は関西の社会人サッカー界を統轄し、代表する団体として加盟登録チーム相互の連絡協調をはかり、社会人サッカーの強化育成・普及・発展を期することを目的とする。

第3章 事 業

第5条 本連盟は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国社会人サッカー選手権大会関西大会の主催
- (2) 関西サッカーリーグの主催
- (3) 全国クラブチームサッカー選手権大会関西大会の主催
- (4) 関西府県リーグ決勝大会の主催
- ~~(5) 西日本社会人サッカー大会の主管~~（2016.04.01 削除）
- (5) 親善、交歓大会の開催
- (6) サッカーに関する各種研修会、講習会の開催
- (7) 社会人サッカー競技の発展、向上につくした優秀なチームまたは個人に対する表彰
- (8) その他、目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第6条 本連盟は関西サッカー協会第1種登録のチーム（但し J1・2 リーグ所属チーム、**JFL 所属チーム=削除**、及び高専連盟、専門学校連盟、学生連盟に加盟したチームは除く）であって関西各府県社会人サッカー連盟に加盟したチームで組織する。
本連盟の加盟登録チームは各府県連盟を通じて加盟登録する。

第5章 役 員

第7条 本連盟には次の役員を置く。

- | | | |
|---------|-------|-------|
| (1) 理事： | 20名以上 | 25名以内 |
| うち | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 2名以内 |
| | 理事長 | 1名 |
| | 副理事長 | 2名以内 |
| | 常任理事 | 8名以内 |

とする。

- (2) 監事： 2名

- 2 理事は各府県連盟及び関西サッカー協会、関西サッカーリーグより推薦されたもので、理事総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 会長、副会長及び理事長は理事の互選により選任する。
- 4 副理事長は会長及び理事長の推挙により理事総会の議を経て選任する。
- 5 常任理事は各府県連盟推挙の6名の外、会長及び理事長の推挙により理事総会の議を経て選任する。
- 6 監事は関西サッカー協会より推挙の1名の外、会長及び理事長の推挙の1名を理事総会の議を経て会長が委嘱する。
- 7 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
名誉会長、顧問、参与は理事総会の議を経て会長が委嘱する。
- 8 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
- 9 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 10 理事長は全般的業務を遂行する。
- 11 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 12 常任理事は業務を分担処理すると共に重要事項を審議する。
- 13 理事は理事総会を組織として、本連盟の業務を議決し執行する。
- 14 監事は本連盟業務を監査する。
- 15 各役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。補充のため就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第6章 会 議 及 び 運 営

第8条 本連盟は次の会議を置く。

- (1) 理事総会
- (2) 常任理事会
- (3) 各部会会議

第9条 理事総会は毎年1回以上開催する他、次の場合に開催する。

- (1) 理事総数の過半数の要求があるとき
- (2) 会長が必要と認めたとき

第10条 理事総会は第7条(1項)の役員をもって構成し次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員の変更
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画及び事業報告
- (5) 各専門部会委員の選定
- (6) その他重要事項

第11条 理事総会は構成員の過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

2 理事総会に出席できない理事は委任状の提出により出席にかえることができる。

3 理事総会の議長は会長があたる。

第12条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し会長が議長になり、必要により随時開催する。

- 2 常任理事会は次の事項を処理する。
 - (1) 理事総会の決定事項を処理する。
 - (2) 理事総会から委嘱された事項の処理
 - (3) 緊急事項の処理
- 3 処理事項はすべて直近の理事総会に報告し、必要な事項については承認を求めなければならない。

第7章 専門部会

- 第13条 本連盟は次の専門部会をおく。
- 1 総務部会
 - 2 競技部会
 - 3 関西リーグ部会
- 2 本連盟は必要によりその他の専門部会を置くことができる
- 第14条 本連盟の各専門部会に関する規定は別に定める。

第8章 加盟登録

- 第15条 本連盟に加盟登録するチームは毎年4月末日迄に完了しなければならない。
- 2 加盟登録を完了しないチームは本連盟の主催する各種大会に出場することができない。
 - 3 加盟登録料は理事総会において定める。
 - 4 登録後、その内容に変更を生じた時はその都度速やかに本連盟に届けなければならない。

第9章 会計

- 第16条 本連盟の経費は次の収入をもって当てる。
- 1 加盟登録料
 - 2 補助金
 - 3 協賛金
 - 4 寄付金
 - 5 事業収入
 - 6 その他収入
- 第17条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり3月31日で終わる。

附 則

1. 昭和53年4月1日制定の規約は廃棄する。
2. 本規約は平成19年4月1日より施行する。
3. 平成20年12月26日事務所移転のため所在地を変更する。
4. 平成23年11月1日事務所移転のため所在地を変更する。